

**JSG ニュースレター**  
**COVID-19 予防対策に伴う**  
**法務対応に関する最新情報**  
**【連載第 9 回】 従業員の休暇取得に関する**  
**規定のまとめ**

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾国内では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が続き、多くの産業に深刻な影響を及ぼしています。そこで、労働法令の理解・確認に努め、効果的な危機対策、労働紛争の防止に積極的に取り込む企業を支援するために、徳勤商務法律事務所は、「コロナ禍における労働法令に関してよくある企業からのご質問 10 個」を連載企画としてまとめました。第 9 回となる今回は「従業員の休暇取得に関する規定のまとめ」を解説いたします。

新型コロナウイルス感染症流行期に、企業は労働者が隔離、ワクチン接種、検疫、検体採取の対象となった場合や新型コロナウイルス感染症で治療を受ける、または子女・年配者の看護を行うために休暇を申請する場合や自主健康管理を行う場合等に対応する関連措置を講じる必要があります。そこで、紛争を未然に防ぐため、労働者および企業は、休暇申請に関する規定を理解する必要があります。

## 1. ワクチン接種休暇

中央感染症対策センター（中国語：中央流行疫情指揮中心）は、2021年5月5日に、ワクチン接種休暇の導入を発表しました。ワクチン接種および接種後の体調不良に備えて、労働者が接種日から接種翌日の24時まで「ワクチン接種休暇」（中国語：疫苗接種假）を取得できるとしています。

## 2. 防疫看護休暇および家族看護休暇

本稿執筆時点で、台湾全域における新型コロナウイルス感染症警戒レベル第3級の期間が2021年7月26日まで延長されました。それを受けて公私立学校、短期学習塾等教育機関および一部の長期介護施設、心身障害者支援施設の開放は休止となっています。そのため、従業員が、学童または機能障害者、心身障害者の家族の看護が必要な場合、規定に基づき「防疫看護休暇」（中国語：防疫照顧假）を申請し、取得することができるとされています。雇用主は、労働者に「家族看護休暇」（中国語：家庭照顧假）またはその他の休暇を消化してから防疫看護休暇を取るよう要求することや、私用休暇またはその他の休暇として休暇を取ることを強制することはできず、防疫看護休暇を無断欠勤として扱ったり、皆勤手当の減額、解雇または不利な処分を行なうこともできません。

## 3. 防疫隔離休暇

自宅待機検査または集中隔離検査の対象者となった労働者について、雇用主は、防疫隔離休暇を与えなければなりません。隔離または検査が雇用主の責に帰すべきものではない場合、その防疫隔離休暇を無給扱いとすることが可能です。雇用主は、有給扱いとして給与を支給した場合、租税優遇措置を受けることができ、その給与支給額の倍額を当年度の営利事業所得から控除することができます。

## 4. 公傷病休暇および私傷病休暇、年次有給休暇、私用休暇の運用

業務に起因して新型コロナウイルス感染症に感染したと認められた労働者について、雇用主は公的傷病休暇を与え、その賃金に相当する補償額を支給しなければなりません。また、これによる死亡、機能障害、負傷または疾病が労働者に生じた場合、雇用主は、労働基準法の規定に基づく労働災害の補償もしなければなりません。労働者が新型コロナウイルスの感染者の行動場所を通過したために、簡易検査所で検体採取を受け、出勤できなくなった場合、その欠勤期間について、雇用主は無断欠勤とすることはできません。この場合の欠勤期間の休暇は、通常の休暇とは異なるため、雇用主が「防疫隔離」との記載を付記し、当該期間の給与支給の有無について労使双方が協議の上で約定するのが望ましい、とされています。労働者が発熱や気道に症状があり、受診や検体採取をする場合、または自主健康管理として自宅療養をする場合は、労働者は、私傷病休暇、年次有給休暇または私用休暇を申請し、取得することができます。

## 寄稿者紹介



陳彥勳 / Justin Y. Chen  
中華民國弁護士/日本外国法事務弁護士  
Tel: +886 (2) 2725-9968 #3088  
email: [justinchen@deloitte.com.tw](mailto:justinchen@deloitte.com.tw)

台湾大学法学部・政治学部卒、日本東北大学大学院、台湾大学管理学院 EMBA 修了。日本の外国法事務弁護士（台湾法）に登録。日系企業に対して M&A、投資、IPO、訴訟対応、会社法、労働法等幅広いリーガルサービスを提供。「Legal 500」の Dispute Resolution、税法、コーポレート・M&A 等あらゆる分野で高い評価を獲得。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

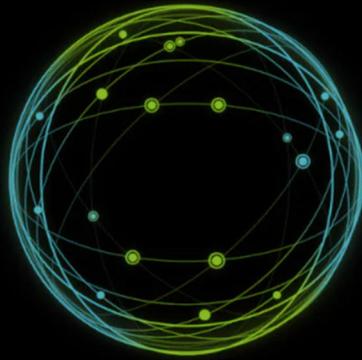


Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利



## 日商組新聞稿

### 防疫法律快遞

#### 【系列 9】員工請假相關規定彙整

今年新冠肺炎 ( Covid-19 ) 本土疫情逐步衝擊臺灣各產業領域，為協助企業積極了解與確認勞動法令，有效因應危機且預防紛爭，德勤商務法律團隊彙整規畫《疫情下企業常見的十項勞動法令問題》，今日推出【系列 9】員工請假相關規定彙整。後續將陸續提出其他勞動法令問題供企業參考。

於疫情期間，企業可能因勞工隔離、疫苗接種、檢疫、採檢、染疫治療及須請假照顧子女或長輩之需求，而產生相關請假及自主健康管理等因應措施。故勞工及企業均應瞭解相關請假規定，以避免糾紛。

#### 1. 疫苗接種假

中央流行疫情指揮中心於 110 年 5 月 5 日宣布實施疫苗接種假。勞工前往接種疫苗，以及為避免接種發生不良反應，自接種之日起至接種次日 24 時止，得申請疫苗接種假。

#### 2. 防疫照顧假及家庭照顧假

目前全國實施疫情警戒第三級時間延長至 110 年 7 月 26 日止，公私立學校、短期補習班等各類教育機構及部分長照機構、身心障礙者照顧機構停止開放。員工如有照顧學童或失能、身心障礙家屬之需求，得依規定請「防疫照顧假」。雇主不得要求先請畢家庭照顧假或其他假別，始

得請防疫照顧假。且於防疫照顧假期間，雇主不得視為曠工、強迫勞工以事假或其他假別處理，亦不得扣發全勤獎金、解僱或予不利之處分。

### 3. 防疫隔離假

勞工如須接受居家或集中隔離檢疫者，雇主應給予防疫隔離假。於防疫隔離假期間，除非隔離或檢疫原因係可歸責於雇主所致者，雇主可不給薪。雇主如仍給付員工該期間之薪資者，得享有租稅優惠，就該給付薪資金額自申報當年度所得額中加倍減除。

### 4. 公傷病假及普通傷病假、特休、事假之運用

勞工如經認定因職業上原因致染疫者，雇主應給予公傷病假，並給付相當於原領工資之工資補償。若勞工因此致死亡、失能、傷害或疾病，雇主亦應依勞動基準法規定給予職業災害補償。如勞工因與確診者足跡重疊至快篩站採檢，期間無法出勤者，雇主不得視為曠工。未出勤期間，因與請假有所區別，建議雇主以「防疫隔離」註記，並得由勞雇雙方自行協商約定是否給付此段期間之薪資。如屬勞工因發燒或呼吸道症狀就醫採檢、或因自主健康管理自行居家休養，勞工得請普通傷病假、特別休假或事假。

## 作者簡介



陳彥勳 / Justin Y. Chen

中華民國律師/外國法事務辯護士(日本)

Tel: +886 (2) 2725-9968 #3088

email: [justinchen@deloitte.com.tw](mailto:justinchen@deloitte.com.tw)

台灣大學法律系學士、政治系學士、日本東北大學碩士、台灣大學管理學院 EMBA。陳彥勳律師提供日台企業併購及投資、IPO、商業糾紛、公司法及勞動等之法律諮詢及爭議處理，具日本「外國法事務辯護士」資格。在 Legal 500 評比中，陳彥勳律師於 Dispute Resolution、Tax、Corporate and M&A 等項目中皆獲得高度肯定。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“ Deloitte 聯盟” ) 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利